

千葉県消防設備協同組合定款

(令和5年5月27日 改訂)

(目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本組合は、千葉県消防設備協同組合と称する。

(地 区)

第3条 本組合の地区は、千葉県一円の区域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を千葉県千葉市に置く。

(公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

- (2) 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。
- (3) 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項並びに関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 組合員のためにする防災機器の共同購買
- (2) 組合員の行う消防用設備の点検、整備及び消防用設備工事並びに消防用設備関連機器等の共同受注及び斡旋
- (3) 組合員のためにする消防用設備の点検、整備及び消防用設備工事等に使用する機械器具の賃貸
- (4) 組合員の取扱う点検検査票等の発行に関する事業
- (5) 組合員に対する事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ
- (6) 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- (7) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- (8) 組合員の福利厚生に関する事業
- (9) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 防災機器の小売販売、消防用設備の保守点検業務又は消防用設備工事を行う事業者であること。
- (2) 組合の地区内に事業場を有すること。

(加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、組合に加入することができる。

- (2) 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

(加入者の出資払込み及び加入手数料)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

- (2) 前項本文の加入者からは、加入手数料を徴収することができる。
- (3) 加入手数料の額は、総会において定める。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に加入の申出をしたときは、前3条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

- (2) 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

- (2) 前項の通知は、事業年度の末日の91日前までに、その旨を記載した書面でなければならない。

(除 名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を除名することができる。

この場合において、本組合は、その総会の会日の11日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する業務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払戻し)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

- (2) 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

- (2) 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
(2) 事業の一部を廃止したとき
(3) その他特にやむを得ない理由があるとき
- (2) 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
- (3) 出資口数の減少については、第15条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。
(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所
(2) 加入の年月日
(3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日
- (2) 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (3) 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。
- (4) 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき
(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
(3) 資本金の額又は出資の総額が製造業、その他の業種については3億円を、小売業、サービス業については5,000万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が製造業、その他の業種については300人を、小売業については50人をサービス業については100人を超えたとき

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課すことができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第7条第6号に規定する団体協約に違反した組合員
(2) 第13条第2号から4号までに掲げる行為のあった組合員
(3) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

(会計帳簿等の閲覧等)

第20条 組合員は、総組合員の100分の4以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第21条 出資1口の金額は、100,000円とする。

(出資の払込み)

第22条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第23条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利11%の割合で延滞金を徴収することができる。

(持分)

第24条 組合員の持分は、本組合員の正味財産につき、その出資金口数に応じて算定する。

(2) 持分の算定に当たっては、11円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員・顧問及び職員

(役員の数)

第25条 役員の数、次のとおりとする。

- (1) 理事 15人以上20人以内
- (2) 監事 2人又は3人

(役員の任期)

第26条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸張する。
- (2) 監事 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸張する。
- (2) 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
- (3) 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は第1項に規定する任期とする。
- (4) 任期満了又は就任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外役員)

第27条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、理事については2人、監事については1人を超えることができない。

(理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選出)

第28条 理事のうち1人を理事長、3人を副理事長、1人を専務理事、2人を常務理事とし、理事会において選出する。

(代表理事の職務等)

第29条 理事長を代表理事とする。

- (2) 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- (3) 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選出された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
- (4) 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。
- (5) 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
- (6) 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- (7) 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第30条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び参事、会計主任その他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

- (2) 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の実義務)

第31条 理事及び監事は、法令、定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第32条 役員は、総会において選挙する。

- (2) 役員選挙は、単記式無記名投票によって行う。
- (3) 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推薦の方法によって行うことができる。
- (5) 指名推薦の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選任された選考委員が行う。
- (6) 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総会にはかり、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(理事及び監事の報酬)

第33条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(顧問及び相談役)

第34条 本組合に、顧問及び相談役を置くことができる。

- (2) 顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は、本組合の理事経験のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- (3) 顧問、相談役は、本組合の重要事項について理事会の諮問に応じ、意見を述べるものとする。

(参事及び会計主任)

第35条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

- (2) 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。
- (3) 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(職員)

第36条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会・理事会・委員会及び支部

(総会の招集)

第37条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- (2) 通常総会は毎事業年度終了後2月以内に臨時総会は必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第38条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- (2) 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を組合に通知したときはその場所）に宛てて行う。
- (3) 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。
- (4) 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
- (5) 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは、「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同行中「住所」とあるのは、「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。
- (6) 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める（以下同じ）。
- (7) 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは招集の手続きを経ることなく総会を開催することができる。

(臨時総会の招集請求)

第39条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

- (2) 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。（書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使）

第40条 組合員は、第38条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権または選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

- (2) 代理人が代理することができる組合員の数は、2人以内とする。
- (3) 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。
- (4) 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(総会の議事)

第41条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総会の議長)

第42条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

(緊急議案)

第43条 総会においては、出席した組合員（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第38条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第44条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 借入金残高の最高限度
- (2) 組合員に対する貸付け(手形の割引を含む。)の残高の最高限度
- (3) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第45条 総会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

- (2) 前項の議事録には少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
 - (5) 出席理事の氏名
 - (6) 出席監事の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (9) 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)
 - (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
 - (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

(理事会の招集権者)

第46条 理事会は、理事長が招集する。

- (2) 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- (3) 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

第47条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発しなければならない。

- (2) 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- (3) 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

(理事会の決議)

第48条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

- (2) 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- (3) 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
- (4) 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会があったものとみなす。
- (5) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項の通知をしたときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議決事項)

第49条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で、理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第50条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- (2) 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。
- (3) 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 出席理事の氏名
 - (5) 出席監事の氏名
 - (6) 出席組合員の氏名
 - (7) 議長の氏名
 - (8) 決議事項に特別の利害関係を有す理事の氏名
 - (9) 議事経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
 - (10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
 - (11) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
 - (12) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合
 - ② ①の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が召集したものである場合
 - ③ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合
 - ④ ③の請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が召集したものである場合
- (4) 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。
 - (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意し意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項
 - ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした理事の氏名
 - ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
 - (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項
 - ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ② 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(委員会)

第51条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

- (2) 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規定で定める。

(支部)

第52条 本組合に支部を置くことができる。

- (2) 支部に関する事項は支部規約で定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第53条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとするものを賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において法に定める組合員には該当しないものとする。

(2) 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

第8章 会計

(事業年度)

第54条 本組合の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(利益準備金)

第55条 本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額(前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第57条及び第58条において同じ。)の10分の1以上を利益準備金として積み立てるものとする。

(2) 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本剰余金)

第56条 本組合は、出資金減少差益(第14条ただし書の規定によって払戻をしない金額を含む。)をその他資本剰余金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第57条 本組合は、当期純利益金額の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

(2) 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることのできる。

(教育情報費用繰越金)

第58条 本組合は、第7条第7号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、当期純利益金額の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越)

第59条 毎事業年度の当期純利益金額に前期繰越剰余金又は前期繰越損失金を加減した当期末処分剰余金から、第55条の規定による利益準備金、第57条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決により他の組合積立金として積み立て、又は、組合員に配当し、なお、剰余がある場合は、翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第60条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは、組合員がその事業年度において組合に事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

(2) 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

(3) 配当金の計算については、第24条第2項(持分)の規定を準用する。

(損失金の処理)

第61条 損失金のてん補は、組合積立金、利益準備金、その他資本剰余金、資本準備金の順序に従ってするものとする。

(職員退職給与の引当)

第62条 本組合は、事業年度ごとに、職員退職給与に充てるため、退職給与規程に基づき退職給与を引き当てるものとする。

定款第16条の規定に基づき経費の賦課について総会において定めた内容を制定する。

(賦課金額)

第1条 組合員の賦課金は76,000円とする。 (口)

(徴収方法)

第2条 組合は前期及び後期に分けて、それぞれ半期ごとに半額を徴収する。

2 組合は組合員へ賦課金額を銀行振込みにより徴収する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年5月29日より適用する。 (イ)

第2条 この規約は、令和5年5月27日より適用する。 (口)

委員会規約

(目的)

- 第1条 本規約は定款第51条の規定により、本組合に設置する委員会の組織及び運営について定める。
- (2) 本規約に定めない事項であって、緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

(種類)

- 第2条 委員会の種類は次のとおりとする。
- (1) 総務委員会
(2) 事業委員会
(3) 厚生委員会

(組織)

- 第3条 委員会は、委員をもって組織する。
- (2) 委員は、各委員会とも5人以上、15人以下とし、本組合の組合員又は、学識経験者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。(ロ)

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長1人、副委員長2人を置く。
- (2) 委員長及び副委員長は、委員のうちから理事会が任命する。
- (3) 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- (4) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故又は欠員のときは、あらかじめ定めた順位に従い、前項の職務を代理し、又は代行する。

(委員会の招集)

- 第6条 委員会は理事長の要請のあったとき、その他必要に応じて委員長が招集する。

(委員会の議事)

- 第7条 委員会の議事は出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(委員の秘密保持の義務)

- 第8条 委員は、その職務に関して知り得た秘密をもらしてはならない。

(特別利害関係人の議決参加)

- 第9条 委員会の議事につき特別の利害関係を有する委員は、その決議に加わることができない。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この規約は、令和元年7月26日より適用する。(イ)
- 第2条 この規約は、令和3年5月29日より適用する。(ロ)

支 部 規 約

(目 的)

第1条 この規約は、本組合が定款第52条の規定により設置する支部の業務範囲を規定し、支部運営を円滑にすることを目的とする。

(名称及び地区)

第2条 本組合に設置する支部は、次のとおりとする。

(1)第1支部

松戸市、流山市、柏市、我孫子市、野田市、鎌ヶ谷市、白井市

(2)第2支部

市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市

(3)第3支部

千葉市、四街道市

(4)第4支部

佐倉市、成田市、香取市、銚子市、旭市、匝瑳市、東金市、八街市、印西市、山武市、富里市、印旛郡、山武郡、香取郡

(5)第5支部

市原市、木更津市、君津市、袖ヶ浦市、富津市

(6)第6支部

茂原市、勝浦市、鴨川市、館山市、いすみ市、南房総市、長生郡、安房郡

(当分の間第5支部と合同の行事及び事業を行う。)

(業 務)

第3条 支部は、次の業務を行う。

- (1)本組合の事業の連絡推進及びその実行の徹底を図るための事業
- (2)当該地区内において行う共同経済事業の連絡及び調整のための事業
- (3)当該地区内の組合員の意見のとりまとめ及び本組合に対するその伝達のための事業
- (4)その他前号に付帯する業務

(構 成)

第4条 支部は、その地区に属する組合員(複数事業所を有する組合員にあつては、その地区内に存する事業所)をもって構成する。

(ただし、本人の希望上の都合によってはこの限りではない。) (ロ)

(支部長、副支部長及び支部幹事)

第5条 支部に支部長1人、副支部長1人及び支部幹事2人以内の支部役員を置く。

- (2) 支部長、副支部長、支部幹事は、支部会において支部に属する組合員のうちから選任する。

(支部役員の任期)

第6条 支部役員の任期は2年とする。

- (2) 支部役員の任期の始期は、本組合役員改選年度の本組合通常総会期日の翌日とし、終期は、次の本組合役員改選年度の本組合通常総会期日当日とする。
- (3) 補欠のため選任された支部役員の任期は、現任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 支部長は、支部を代表し、支部の会務を総括する。

- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が事故又は欠員のときは、あらかじめ定めた順位に従いその職務を代理する。
- (3) 支部長、副支部長がともに事故又は欠員のときは、支部役員会において、幹事のうちからその代理者1人を定める。

(支部役員会)

第8条 支部に、支部役員を置く。

- (2) 支部役員会は、支部長、副支部長及び支部幹事をもって構成する。
- (3) 支部役員会は、第3条の業務を遂行するために必要な事項を審議する。
- (4) 支部役員会は、支部長がこれを招集し、その議長となる。

(支部総会)

第9条 支部総会は、年1回以上開催する。

(支部委員会)

第10条 支部長が必要と認めるときは、支部内に各種委員会を設置することができる。

- (2) 委員会は、支部長の諮問機関とする。
- (3) 委員会は、審議の結果を支部長に答申するものとする。

(支部事務局)

第11条 支部の事務を取扱うため、支部内に事務局を設け職員を置くことができる。

- (2) 支部事務局職員は、原則として本組合職員とし、その業務は支部長の指揮監督の下におくものとする。

(経 費)

第12条 支部経費は、地区内の組合員からの負担金及びその他の収入を以ってあてるものとする。

(報 告)

第13条 支部は、本組合に対し、半期毎(9月末及び3月末)に業務の報告をしなければならない。

(その他)

第14条 この規約に定めない事項であって、緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成10年月27日より適用する。(イ)

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和元年7月26日より適用する。(ロ)

事業委員会（共同受注）規約

（目的）

第1条 本組合は、定款第7条の事業の円滑な運営を図るため事業委員会(以下「委員会」という)を置く。

（答申）

第2条 委員会は、理事会の諮問に応じ、又はその部門に属する事項に関し、理事会に意見を具申する。

（組織及び任期）

第3条 委員は、組合員又は学識経験者のうちから理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(2) 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長の職務）

第4条 委員のうち1名を委員長、2名を副委員長とし、委員の互選により定める。

(2) 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会の議長となる。

(3) 委員長が事故又は欠員のときは、副委員長がこれを代行する。

（委員会の招集）

第5条 委員会は、必要に応じ、委員長が招集する。

（委員会の議事）

第6条 委員会の議事は、出席者(議長を除く)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員の秘密保持義務）

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（特別利害関係人の議決参加）

第8条 委員会の議事につき、特別の利害関係がある委員は、その議決に加わることができない。

賛助会員規約

(目 的)

第1条 この規約は、本組合が定款第53条の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって外部関係者の本組合に対する協力と理解を高めることにより、本組合の事業活動の推進に資することを目的とする。

(資 格)

第2条 賛助会員の資格者は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者とする。

(賛助会員に対する事業)

第3条 本組合は、第1条の目的を達成するため、賛助会員に対し、次の事業を行う。

- (1) 本組合が作成又は発行する資料の提供
- (2) 本組合又は組合員との情報交換のための懇談会等の開催
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要な事業

(加 入)

第4条 賛助会員資格者は、本組合の承諾を得て、加入するものとする。

- (2) 前項の諾否は、理事会において決する。
- (3) 賛助会員として加入しようとする者は、別に定めるところにより、入会金を納付するものとする。

(会 費)

第5条 賛助会員は、年会費を納入するものとする。

- (2) 会費の額は、1口 38,000円とし、1口以上を負担するものとし、本組合と協議のうえ決定するものとする。(口)

(脱 退)

第6条 賛助会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本組合に届け出て脱退するものとする。

(除 名)

第7条 本組合は、次の各号の一に該当する賛助会員を除名することができる。

- (1) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした賛助会員
- (2) 会費の納入を怠った賛助会員
- (3) 故意又は重大な過失により、本組合の信用を失わせるような行為をした賛助会員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした賛助会員

(その他)

第8条 この規約に定めのない事項であって、緊急かつ必要な事項は理事会で決定する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、令和3年5月29日より適用する。(イ)

第2条 この規約は、令和5年5月27日より適用する。(ロ)

組合員等慶弔見舞規約

定款第6条及び第7条の規程に基づき慶弔見舞規約を制定する。

(結婚祝金)

第1条 組合員の婚姻に対して30,000円を結婚祝金として贈呈する。

(香典及び供花)

第2条 組合員が死亡したときは、香典と花輪を贈る。

(2) 香典の額は30,000円とし、配偶者または子、父兄など葬儀を行う者に贈呈する。

(3) 組合員の配偶者、子(養子を含む)父母(養父母を含む)が死亡したときは、香典として10,000円又は供花を贈呈する。なお、必要に応じて四役会で協議して、この条文によらないことができる。

(傷病見舞金)

組合員が傷病のため1週間以上の入院及びこれに準ずる場合は、傷病見舞金として10,000円を贈呈する。

(災害見舞金)

第4条 組合員が災害にあったときは、被害の程度に応じ10,000円以上30,000円以内で、その都度決めて贈呈する。

(その他祝金)

第5条 組合員が事務所を新築したときは、祝金として10,000円を贈呈する。

(2) その他組合員に祝い事等があり招待されたときは、その都度決めて祝金を贈呈する。

第6条 本組合とかかわりのある官公団体関係者・功労者ならびに事務局職員に慶弔が生じたときは、組合員に準じ慶弔金を贈呈する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成30年5月26日より適用する。

賠償責任保険運用規約

(目的)

第1条 この規約は、定款第7条第8項の規定により、福利厚生事業の一環として組合が締結した賠償責任に関する保険料・保険金について定めるものとする。

(保険の加入)

第2条 組合員は消防用設備等の保守点検事業として当組合が締結した賠償責任保険に加入しなければならない。

(2) この場合、組合員は一律20,000円を負担するものとし、不足分については直近決算額の売上金に応じて応分の負担をするものとする。(ハ)

(3) 組合員は工事・補修事業については、当組合が締結した賠償責任保険について、任意に加入することができるものとする。

(4) この場合、任意加入希望者は、一律30,000円を負担するものとし、不足分については直近決算額の売上金に応じて応分の負担をするものとする。

(免責)

第2条の2 組合員の締結した賠償責任保険における免責額は、保守事業において5万円、工事・補修事業においては10万円の金額を設定する。(ハ)

(事故報告)

第3条 賠償責任保険会社と契約した事故を起こした組合員は、3日以内に(事務局営業日)消防用設備等の点検・工事事故概要書(別紙)により組合事務局に報告書を提出しなければならない。

(事故対応)

第4条 事務局長は、直ちに報告書の内容を理事長・厚生委員長に報告し、場合により厚生委員会を開催し、対応を協議し、保険会社への事故報告・書類提出の有無についての判断・決定をしなければならない。

(事故の公表)

第5条 損保会社に保険金を請求した時点で、厚生委員長は事故を起こした組合員名及び事故内容を組合員に公表するものとする。(ハ)

2 事故を起こした組合員は、原則この工事の復旧工事には参加することができない。

(特別負担金)

第6条 過失により保険金を受領した者は、この事故を深く反省し、組合員相互の注意喚起を促すため、組合に特別負担金を直ちに納入しなければならない。

2 特別負担金は保険金額の10%もしくは30万円を上限とする。(ハ)

(その他)

第7条 この規約に定めのない事項について、緊急かつ必要事項が発生した場合は、四役会、又は厚生委員会において決定し、後日理事会の承認を得るものとする。

第8条 この規約は、平成29年5月27日より適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成28年4月1日より適用する。(イ)

(運用規約改正に伴う条項の修正)

第1条 平成29年5月27日第1条 第2条付加に伴い条項の修正(ロ)

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成30年5月26日より適用する。(ハ)

消防用設備等の点検・工事事故概要

点検業者	名称		電話	
	住所			
事故発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分 頃			
事故発生場所	名称		電話	
	住所			
被害者	氏名		電話	
	住所			
点検日時	年 月 日 午前・午後 時 分 頃			
点検責任者	氏名		生年月日	年 月 日
事故の概要（事故原因・状況・被害の程度）				
他の保険契約	有・無	保険会社名	種類・証券番号	
損害額			保険金支払額	円
作成日	年 月 日		作成者	

保険料の負担金(徴収)規程

賠償責任保険運用規約第2条第2項及び第4項の規定に定める「売上金に応じた応分の負担をする」
との保険料の負担金(徴収)については、保守及び工事・補修分とのことおりに分けて次のように定める。

(1) 保守点検について

組合員は、基本料金として一律20,000円を負担し、なお不足が生じる場合は年間売上額15,000千円
以上の企業で不足金の一単位を算出し売上金に応じて応分の負担をする。

(2) 工事・補修分について

工事補修加入組合員で基本料金一律30,000円を負担し、なお不足を生じる場合は年間売上高20,000千円
以上の企業で不足金の一単位を算出し売上金に応じて応分の負担をする。

なお、保守点検、工事補修とも基本料金を変更する際は総会の承認を得ることとし、不足金が生じた
場合に年間売上額の変更をする際は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成30年4月1日より適用する。